

ユナイテッド FX
(店頭外国為替証拠金取引)

約 款・規 定 集

目次

「ユナイテッド FX」に関する重要事項リスク等の説明……………	P2～P5
金融商品取引法における特定投資家制度の説明……………	P6～P7
ユナイテッド FX(店頭外国為替証拠金取引)約款……………	P8～P18
ユナイテッド FX(店頭外国為替証拠金取引)に関する利用及び取扱規定…	P19～P22
お客様の個人情報の利用目的……………	P23
店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為……………	P24～P26

ユナイテッドワールド証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第193号

ユナイテッドFXに関する重要事項(リスク等)の説明

ユナイテッドFXでは、金融商品取引法第2条第22項に該当する店頭外国為替証拠金取引であり、元本や利益が保証された商品ではありません。弊社は、ユナイテッドFXについての重要事項を以下のとおりご説明いたします。お客様がお取引を始めるに際しては、「取引ガイド」及び「約款・規定集」等をよくお読みのうえ、取引内容や仕組み、リスク等を十分にご検討くださいますようお願いいたします。

【取引手数料】

ユナイテッドFXの取引手数料は無料です。

【元本損失及び元本超過損のおそれ】

ユナイテッドFXは、元本(預託証拠金)や利益が保証された商品ではありません。ユナイテッドFXは、証拠金取引であるため、実際の取引金額が証拠金の額に比べて大きく、為替レートやスワップポイント等がお客様の建玉に対して不利な方向に変動した場合、短期間のうちに損失が発生するおそれがあり、お客様が預託した証拠金の額を上回る損失が発生する可能性があります。

【為替変動リスク】

ユナイテッドFXは、外国為替を指標として行う取引です。為替レートがお客様の保有する建玉に対して不利な方向に変動した場合、短期間のうちに大きな損失が生じるおそれがあり、お客様が預託した証拠金の額を上回る損失が発生する可能性があります。

【金利変動リスク】

ユナイテッドFXは、決済期限の繰り延べ(ロールオーバー)を行う際に、売買の対象となる通貨間の為替市場及び金利市場等を反映してスワップポイント(金利差調整分)の受払いが発生します。一般的にお客様が金利の高い通貨を売り建てている場合は、スワップポイントの支払いが生じます。このため、お客様の建玉の評価に変化がない場合でも、ロールオーバーの都度、預託証拠金からスワップポイントが差し引かれます。スワップポイントの受払いは為替市場及び金利市場等の変動により逆転する場合がありますので、スワップポイントを受け取っている状態から支払いに転じる可能性もあります。

【レバレッジリスク】

ユナイテッドFXは、現物の取引とは異なり、お客様が取引の担保として預託すべき証拠金の額に比べて著しく大きな額の取引を行うことが可能です。この結果、相場の変動が小さくてもお客様の保有する建玉に対して不利な方向に変動した場合、短期間のうちに大きな損失が発生するおそれがあり、お客様が預託した証拠金の額を上回る損失が発生する可能性があります。また、ユナ

イテッドFXに係る取引証拠金の額に対する実際の取引金額の割合(レバレッジ比率)は、約定レート及び通貨ごとによって異なりますので、一概にはレバレッジ比率を明示することはできませんが、25倍を超えないように概ね20倍に設定されています。取引証拠金の見直しは、原則として毎営業日ロールオーバー時の為替レートによるレバレッジ倍率の計算にて、必要と判断した場合には行います。レバレッジ比率は、取引される通貨ペアの約定レートに取引単位を乗じ、その額を適用される取引証拠金額で除して求められます。

【信用リスク】

ユナイテッドFXは、取引所取引とは異なり、お客様と弊社との間で行われる相対取引(OTC = Over the counter 取引)です。このため取引の相手方である弊社の信用状況によっては、損失を被るリスクがあります。また、弊社のカバー取引先であるSBIリクイディティ・マーケット株式会社等の信用状況によっては、弊社が損失を被るリスクがあり、その結果、弊社の信用状況を原因としてお客様が損失を被るリスクがあります。弊社はお客様から預託された証拠金をソシエテジェネラル信託銀行株式会社への金銭信託により信託保全を行い、弊社の自己資金と区分して管理いたします。万一、弊社が経営破たんした場合等においては、金銭信託額から諸費用を差し引き、算出された金額を受益者代理人を通じて返還いたします。

【流動性リスクと特殊な状況】

マーケットの状況によっては、お客様が保有する建玉を決済することや新たに建玉を保有することが困難となる場合があります。為替市場には値幅制限がなく、特別な通貨管理が行われていない日本円を含む主要通貨の場合、高い流動性を示しています。しかし、ゴールデンウィークやクリスマス、年末年始などの休日における取引、あるいは普段から流動性の低い通貨での取引は、弊社の通常の時間帯であっても価格の提示や注文の成立が困難となる場合があります。天災地変、戦争、テロ、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、店頭外国為替市場の閉鎖など、特殊な状況下で特定の通貨の取引が困難又は不可能となる場合もあります。

【電子取引システムのリスク】

電子取引システムを利用したお取引には、電話でのお取引とは異なる独自のリスクが存在します。電子取引システムでのお取引の場合、注文の受付は人手を介さないため、お客様が売買注文の入力を誤った場合、意図した注文が成立しない、あるいは意図しない注文が成立する可能性があります。電子取引システムは、通信機器の故障、電話回線等の障害、情報ベンダーの配信の障害、あるいは電子取引システムそのものの障害など様々な原因で一時的又は一定期間にわたって利用できない状況となる可能性があります。市場が急激に変動した場合やインターネット環境の状況により価格情報は遅れ気味となり、電子取引システム上の価格情報と市場の実勢価格との間で乖離が発生する可能性があります。お客様が電子取引システムを利用する際に用いられるユーザーID、パスワード等の情報が、窃盗、盗聴などにより漏洩した場合、その情報を第三者

が悪用することによりお客様に損失が発生する可能性があります。

【為替レートの提示方法】

ユナイテッドFXの為替レートは、カバー取引先の提示する為替レートに基づいて弊社の判断により売値と買値を同時(ツーフウェイ方式)に提示しています。為替レートの売値と買値には価格差(スプレッド)があり、マーケットの状況によりスプレッド幅が広がったり、意図した取引ができない可能性があります。

【スリッページ】

ユナイテッドFXの成行注文では、お客様の注文が弊社サーバに到達した時点で受付となりますので、タイムラグによってお客様が成行注文を出した時の為替レートと実際の約定為替レートが異なる場合があります。また、逆指値注文におきましても指定した値段に到達した時点をもって成行注文として処理されるため、お客様の指定した値段と実際の約定レートが異なる場合があります。指値注文や逆指値注文の場合であっても、休日などを挟んで相場が急激に変動した場合など、お客様の指定したレートと異なる場合があります。

【ストップロス制度】

為替取引では変動値幅に制限がありません。また、24時間、取引が継続しているため、相場変動リスクの管理が非常に重要になってきます。「ユナイテッドFX」では、多額の損失を未然に防ぐため、お客様の建玉について、1分ごとに評価損益を計算します。(以下「値洗い」といいます。)その値洗いにおいて、建玉を決済した場合に生じることとなる損失の額が、預託証拠金維持率に対し所定の割合(80%)に達した場合は、お客様のすべての建玉をお客様の計算において成行注文による反対売買で決済します。(「ロスカットルール」といいます。)

なお、値洗いによる損失額が預託証拠金維持率の90%以下となった場合には、インターネットのお客様の取引画面上で、「アラーム(注意喚起)」が通知されます。休日を挟んでの取引など、為替市場や金利市場等の相場が急激に変動した場合など、ロスカットされるべき水準より不利な為替レートで決済されるおそれがあり、お客様が預託した証拠金の額を上回る損失が発生する可能性があります。

【カバー取引先】

弊社はお客様との取引から生じるリスクの減少を目的とするカバー取引を次の業者と行っています。

商号 : SBIリクイディティ・マーケット株式会社

業務内容: 金融法人向け外国為替証拠金取引に関わる市場機能およびサービスの提供、これらに附随するシステム開発および商品開発

お客様の取引相手先は弊社であり、カバー取引先ではありません。

したがって、カバー取引先はお客様に対して責任を負うものではありません。

【財産の管理方法及び預託先】

ユナイテッドFXでは、お客様から預託を受けた証拠金をロシエテジェネラル信託銀行株式会社への金銭信託により信託保全を行い、弊社の自己資金と区分して管理いたします。万一、弊社が経営破たんした場合等においては、金銭信託額から諸費用を差し引き、算出された金額を受益者代理人を通じて返還いたします。

【クーリングオフ制度の適用の有無】

ユナイテッドFXでは、お客様が取引成立後に当該注文に係る契約を解除すること(クーリングオフ制度)はできません。

【税金について】

個人の場合、ユナイテッドFXで発生した益金(為替差益・スワップポイント)は、2012年1月1日の取引以降、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告を行う必要があります。税率は、所得税が15%、地方税が5%となります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、また通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。法人の場合益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

金融商品取引業者は、お客様に店頭外国為替証拠金取引で発生した益金の支払を行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該金融商品取引業者の所轄税務署長に提出します。税金・確定申告の詳細につきましては、所轄の税務署・税理士等の専門家にお問い合わせください。

【税制・法令等の変更】

将来において店頭外国為替取引等に関する税制や法令等の変更により、お客様にとってユナイテッドFXが現状より不利になる可能性があります。

【両建てについて】

ユナイテッドFXでは、お客様ご自身の判断で両建て建玉を持つことができますが、為替レートの変動による損益が固定された状態になります。また、次に掲げるようなデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがある取引であることから、弊社ではお勧めするものではありません。

- (1)取引証拠金が二重にかかること。
- (2)スワップポイントの受払いが発生し、逆ザヤが生じるおそれがあること。
- (3)仲値を基準とする売値と買値の価格差を二重に負担することになること。

金融商品取引法における特定投資家制度の説明

1. 特定投資家制度とは

平成 19 年 9 月 30 日施行の金融商品取引法(以下、「法」といいます。)におきましては、お客様を「特定投資家」と「一般投資家」に区分して、金融機関は、金融商品の販売・勧誘を行うという特定投資家制度が設けられました。なお、ユナイテッド FX は、法第 2 条第 22 項に定める店頭デリバティブ取引に該当する店頭外国為替証拠金取引であり、特定投資家制度の適用を受けることになります。お客様が、「特定投資家」に該当する場合には(後記 2 ご参照)、弊社が金融商品を販売・勧誘するにあたり、弊社が遵守すべき法律上のルール(行為規制)が、一部適用除外となるものです。(後記 3 ご参照)

2. 特定投資家に区分されるお客様(参考)

法律上、「特定投資家」に区分されるお客様は以下のとおりです。

地方公共団体

特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人

投資者保護基金

預金保険機構

農水産業協同組合貯金保険機構

保険契約者保護機構

資産流動化法上の特定目的会社

上場株券の発行会社(上場会社)

取引の状況その他の事情から合理的に判断して資本金 5 億円以上と見込まれる株式会社

金融商品取引業者又は特例業務届出者である法人

外国法人

適格機関投資家

国

日本銀行

上記 ~ の「特定投資家」に該当しないお客様は、原則として「一般投資家」となります。

特定投資家に区分されるお客様に適用されないルール

前期 1 のとおり、「特定投資家」に該当するお客様(前記 2 ご参照)には、金融商品を販売・勧誘される際に弊社が遵守すべき法律上のルール(行為規制)のうち以下のルールが、法第 45 条に基づき適用除外となります。なお、弊社では、全てのお客様にインターネットを介してお取引いただいておりますことから、「一般投資家」と「特定投資家」との取引において特別な行為規制の柔

軟化のお取扱はございません。 あらかじめご了承ください。

3. 店頭デリバティブ取引(店頭外国為替証拠金取引)に係る提供除外ルール(参考)

広告等の規制(法第 37 条)

取引態様の事前明示義務(法第 37 条の 2)

契約締結前の書面の交付義務(法第 37 条の 3)

契約締結時等の書面の交付義務(法第 37 条の 4)

証拠金の受領に係る書面交付義務(法第 37 条の 5)

不招請勧誘の禁止(法第 38 条第 3 号)

勧誘受諾意思不確認勧誘の禁止(法第 38 条第 4 号)

再勧誘の禁止(法第 38 条第 5 号)

適合性の原則(法第 40 条第 1 号)

ユナイテッドFX(店頭外国為替証拠金取引)約款

この約款(以下「本約款」といいます。)は、契約者ご本人(以下「お客様」といいます。)がユナイテッドワールド証券株式会社(以下「弊社」といいます。)との間で行う店頭外国為替証拠金取引(以下「本取引」といいます。)に関する権利義務関係を明確にする為の取り決めです。

お客様が、添付の説明書(「ユナイテッドFX(店頭外国為替証拠金取引)取引ガイド」、「ユナイテッドFX(店頭外国為替証拠金取引)に関する利用及び取扱規定」)等より、本取引の特徴、リスク及び仕組み等に関し十分に理解し、本約款に規定したルールに従って取引を行うことをご了承された場合にのみ、弊社はお客様の本取引をお受けいたします。

なお本約款における用語の意義は、本約款の第1条(定義)において定めるところとします。

第1条 (定義)

本約款の中で用いられる用語については、次のとおり定義するものとします。

- (1) 「外国為替レート」とは、主要な外国為替市場における主要な外国為替銀行間の外貨の円換算による取引価格及び外貨換算による取引価格を参考として、弊社が提示する価格をいいます。
- (2) 「インターバンク市場」とは、各国の銀行等が参加して通貨の取引を行い、外国為替レートに関する指標性について最も広く認知された市場をいいます。
- (3) 「スワップポイント」とは、取引の対象となる外国通貨と円及び外貨同士の金利差調整分を円換算し、精算した金額または清算すべき金額をいいます。
- (4) 「建玉」とは、本取引における未決済の約定をいいます。
- (5) 「取引単位」とは、本取引を行う際の取引金額の最小基準額をいいます。
- (6) 「取引時間」とは、本取引に係る注文執行を行える時間をいいます。
- (7) 「転売」とは、買い建玉を反対に売って相殺し、約定代金の差額の授受によって決済することをいいます。
- (8) 「買戻し」とは、売り建玉を反対に買って相殺し、約定代金の差額の授受によって決済することをいいます。
- (9) 「反対売買」とは、「転売」及び「買戻し」によって決済することをいいます。
- (10) 「預託証拠金」とは、本取引を行う為に、お客様が弊社に預託する担保としての金銭等をいいます。
- (11) 「取引証拠金」とは、新規の取引を開始する為に、取引単位あたりに必要とされる証拠金をいいます。取引証拠金の見直しは、原則として毎営業日ロールオーバー時の為替レートによるレバレッジ倍率の計算にて、必要と判断した場合に行います。
- (12) 「建玉に係わる証拠金必要額」とは、お客様が有している建玉において必要な取引証拠金

額の合計額をいいます。

- (13) 「注文に係わる証拠金必要額」とは、反対売買以外の注文に必要な取引証拠金の合計額をいいます。
- (14) 「証拠金必要額の総額」とは、建玉に係わる証拠金必要額と注文に係わる証拠金必要額とを合算した金額をいいます。
- (15) 「ストップロス」とは、本取引による損失の拡大を防ぐ為に建玉を反対売買することをいいます。
- (16) 「売買の区別」とは、新規の売り、新規の買い、決済の売り(転売)、決済の買い(買戻し)の区別をいいます。
- (17) 「取引執行方法」とは、成行注文、指値注文、逆指値注文、その他弊社が定める方法をいいます。
- (18) 「注文方法」とは、インターネットによる注文方法をいいます。
- (19) 「成行注文」とは、お客様の注文が弊社のサーバに到達した時点で受付後、外国為替レートに準拠した取引価格により、取引を成立させる注文方法をいいます。
- (20) 「指値注文」とは、外国為替レートが買い指値以下となると買い注文を、売り指値以上となると売り注文をそれぞれ執行させる注文の方法をいいます。
- (21) 「逆指値注文」とは外国為替レートが買い指定値以上となると買い注文を、売り指定値以下となると売り注文をそれぞれ執行する注文の方法をいいます。
- (22) 「証拠金維持率」とは、お客様の建玉に係わる取引証拠金必要額に対するお客様の預託証拠金から建玉の評価益を加算又は評価損を減算した額の割合をいいます。なおここでいう証拠金額とはロールオーバーによる実現損益を含んだものであり、建玉の評価損益はこれを含まないものをいいます。

第2条 (取引口座)

本取引を開始するにあたっては、弊社にお客様ご自身の証券口座およびユナイテッド FX 口座(以下「本取引口座」といいます。)を開設していただく必要があります。また証券口座を有していることは本取引口座取得の要件であるだけでなく、本取引口座維持の要件でもあります(本約款第 33 条をご参照ください)。

2 本約款の適用に基づく本取引は、弊社が指定する取引対象の通貨の組み合わせ(以下「通貨ペア」といいます。)に限り行うことができます。

3 本取引に関して、預託証拠金の出し入れ、転売又は買戻しによる差金決済、取引の執行、売買代金の決済、その他本取引に関する金銭の授受等のすべてを当該お客様の本取引口座内において処理するものとします。

4 お客様は、証券口座開設に必要な約款・規定集および本約款に掲げる事項に記載された事項を承諾及び同意し、弊社所定のウェブサイトにて本取引口座開設申込画面内の必要事項全てに記入し電磁的方法により本取引口座開設の申し込みを行うものとします。

5 本取引は、弊社の所定のウェブサイト上の取引システムを通じて行うものとします。また、電話、ファックス、電子メールその他の手段による注文およびその変更・取消は、本取引システムの障害時も含め受け付けられないものとします。

第3条 (取引口座開設基準)

本取引システムを利用し、本取引口座を開設することができるお客様は、以下の各号の基準を満たしているものとします。

- (1) 満20歳以上で、日本国内に居住していること。
- (2) 本取引に関するリスク、及び本取引の基本的な仕組みを理解していること。
- (3) 弊社の定める本取引に係る口座開設時提出事項の全てを弊社に対し提出していること。
- (4) その他弊社の定める口座開設基準に該当すること。(別途、電話又は書面にて確認を行う場合があります。)

2 弊社は、口座の開設の可否を判断するにあたり、いかなる場合においてもその理由については公表しないものとします。

第4条 (リスクと自己責任の確認)

お客様は、次の各号に掲げる内容を十分把握した上で、本約款に記載されている事項を承認し、本取引に係る商品内容、取引の仕組み、及びリスクを熟知した上でお客様の判断と責任において、お客様の計算で本取引を行うことを確認します。

- (1) 本取引においては、当該取引通貨の為替相場の変動及び取引市場環境の変化のリスクを伴っていること。
- (2) 本取引においては弊社の信用低下によるリスクを伴っていること。
- (3) 別途交付される「ユナイテッド FX(店頭外国為替証拠金取引)取引ガイド」、「ユナイテッド FX(店頭外国為替証拠金取引)に関する利用及び取扱規定」に記載された内容を承知していること。

2 お客様は、「金融商品取引法」、「外国為替及び外国貿易法」その他その時々において適用される本邦及び外国の関連諸法令、及び外国為替銀行取引で通常行われている慣行に基づき本取引を行うものとします。また、かかる関連諸法令に基づき必要とされる証明書、証拠書類等を弊社に提出することを了解するものとします。

第5条 (注文の指示)

お客様は、本取引に係る売買を行う場合、あらかじめ通貨ペア、売買の区別、取引執行方法、取引単位等を弊社の定める方法にしたがって、弊社に指示するものとします。

2 売買注文の確認のため、弊社はお客様との取引内容などを記録するものとします。

第6条 (通貨ペア、注文の種類、及び注文の有効期限)

お客様が弊社と行う本取引において取り扱う通貨ペア、注文の種類、及び注文の有効期限を

指図する場合の最大日数は、弊社が定めるものとします。

2 お客様は、弊社がこれら通貨のペア、注文の種類、及び注文の有効期限を変更できることを了解するものとします。

第7条 (取引時間)

お客様が弊社と行う本取引に係る売買注文は、弊社が定める時間の範囲において指図するものとします。

第8条 (注文の数量)

お客様が弊社に発注することのできる売買注文の数量は、お客様の預託証拠金の額及びお客様の保有建玉に応じて弊社の定める数量の範囲内に限り、かつ弊社の定める最大注文数量の範囲内に限られるものとします。

2 お客様は、弊社がこの最大注文数量を変更できることを了解するものとします。

第9条 (注文の執行)

お客様が本取引システムを使用して弊社に指図した注文が、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、弊社は当該注文の執行を行わないことができるものとします。

- (1) お客様の本取引口座における預託証拠金が証拠金必要額の総額に満たない場合。
 - (2) お客様の本取引口座における預託証拠金が、当該注文の執行により証拠金必要額の総額に満たなくなる場合。
- 2 お客様の誤操作等、お客様の責に帰すべき事由によって成立した売買等によって生じた損害に関しては、弊社は一切その責を負わないものとします。

第10条 (指図の受付)

お客様の本取引に係る指図は、お客様が使用する PC 端末等に指図内容を入力した後、本取引システムのサーバがその入力内容を受信した時点で受け付けられたものとします。

第11条 (注文の取消し変更)

お客様が本取引システムを使用して弊社に指図した注文については、原則として取消し、変更できないものとします。ただし、弊社が定める時間の範囲内において、かつ注文が成立していなかった場合に限り、取消し又は変更等を行うことができるものとします。

第12条 (外国為替レート及びスワップポイント)

本取引に係る外国為替レート及びスワップポイントに関し、弊社の判断により提示する外国為替レート及びスワップポイントを適用するものとします。

2 弊社がお客様に提示する外国為替レートの売値と買値には価格差(スプレッド)があり、通貨

ペアの金利情勢等によってスワップポイントの受払いが行われます。

3 お客様は、指値注文及び逆指値注文において実際の約定値が相場の変動によってお客様の指定した外国為替レートと異なる場合があることを了解するものとします。

第13条 (預託証拠金)

お客様は、本取引を開始するにあたって、本取引から生じる弊社に対するお客様のすべての債務を担保するため、取引証拠金の金額以上の証拠金を弊社に預託するものとします。

2. お客様は、弊社の応じる範囲で円貨以外の外貨を取引証拠金に充当することができるものとします。

3. 弊社は、本取引により差損益金が生じた場合、お客様に事前に通知することなく当該差損益金を預託証拠金に加算又は減算できるものとします。

4. 弊社は、お客様に事前に通知することなく経済情勢の変化等に伴い取引証拠金の料率を変更することができるものとします。取引証拠金の見直しは、原則として毎営業日ロールオーバー時の為替レートによるレバレッジ倍率の計算にて、必要と判断した場合に行います。

5. お客様は、前各項に定めるほか、本取引に係る預託証拠金の取扱いについては弊社の定めを遵守するものとします。

第13条の2 (外貨での預託証拠金)

弊社は、お客様の預託している預託証拠金が外貨の場合、次の各号の定めるところにより取扱うものとします。

(1) 第16条に定める転売・買戻しによる決済を行った事により損失が発生した場合及び第17条に定めるロールオーバーにより発生する実現損及びスワップポイントによる実現損については、弊社所定のレートにて預託されている外貨取引証拠金のうち当該損金を充当するに足る以上の外貨を円貨に両替し、充当することができるものとします。

(2) お客様が預託証拠金を円貨、外貨の両方で預託している場合、前号に係る損金の処理は、円貨を先に損金に充当するものとします。

第14条 (預託証拠金の返還)

弊社は、お客様の預託証拠金が証拠金必要額の総額を超過する場合、お客様から当該超過する額の全部又は一部の返還請求を受けたときには、当該請求を受けた日から起算して3日以内(土、日、日本と香港の祝日を除く)に当該請求に係る額をお客様に返還するものとします。

第15条 (値洗い)

弊社は、本取引に係るお客様の建玉に対し、弊社の定める日時・外国為替レートに基づいて時価評価を行い弊社が値洗い計算を行うものとします。

2 弊社は、前項の処置によって、当該評価損益が益金の場合は預託証拠金に加算し、損金の

場合は預託証拠金から減算し、証拠金維持率を計算するものとします。

3. 弊社は、値洗いの時点でスワップポイントの受け払いを行い、証拠金残高を加減するものとします。

第16条 (差金決済)

本取引に係るお客様の建玉について、弊社の定める日時までに弊社にその旨の意思表示をすることによって、任意にこれを転売または買戻しにより差金決済を行うことができるものとします。

2 前項によって決済を行った場合、お客様は、売付総約定代金から買付総代金及び取引手数料等を差し引いた金額をお客様の本取引口座において清算するものとし、益金の場合は預託証拠金に加算、損金の場合は預託証拠金に減算するものとします。

第17条 (ロールオーバー)

お客様が、第16条所定の転売または買戻しによる差金決済の指図を各条所定の日時まで行わなかった場合、弊社はお客様に事前に通知することなく、弊社の定める日時に、弊社の定める外国為替レート、スワップポイント、手数料等の諸経費の計算に基づいて、本取引に係わるお客様の建玉の損益を求めるものとします。また、お客様の建玉の通貨ペアが外貨と外貨の組み合わせの場合、弊社の定める外国為替レートで円貨に換算し、損益を求めるものとします。

2 お客様は前項の処理において、益金の場合は預託証拠金に加算し、損金がある場合は預託証拠金から差引くものとします。お客様は、これによってお客様の預託証拠金の額が増減することを了解するものとします。

3 お客様は、第1項に定める処理において、お客様の建玉の約定レートが当該ロールオーバー時に弊社が定める基準値(ロールレート)に置き換えられることを了解するものとします。

第18条 (強制決済)

第21条に定める期限の利益の喪失及び弊社がお客様の意思を長期にわたって確認できない状況にあると合理的に判断した場合、弊社が本取引に係るお客様の債権債務を確定する為、弊社の裁量によってお客様に事前に通知することなく、お客様の建玉の全部又は一部をお客様の計算において反対売買することができるものとします。

第19条 (自動ストップロス制度)

弊社は、本取引に係る証拠金維持率が80%以下となった場合、お客様に事前に通知することなく、お客様の計算において反対売買によって、すべての建玉を決済できるものとします。

2 お客様は、前項および前条の定めに従って弊社が当該建玉を決済した場合、決済時の相場状況によって前項の決済されるべき水準より不利なレートで決済されるおそれがあり、お客様の預託証拠金額を上回る損失が生じるおそれがあるため、お客様は、当該債務を弊社の定める日時までに弊社に支払うことを了解するものとします。

3 前項の定めにおいて、弊社の指定する日時までに請求額の入金が弊社にて確認できなかった場合、お客様は指定日翌日から入金日当日を含む入金日までの日数に応じて入金遅延金額に対し年利6%の割合で計算した額を遅延損害金として支払うものとします。

第20条 (アラーム制度)

弊社は、お客様の本取引に係る証拠金維持率が90%以下の場合、弊社の定める方法により、お客様にアラーム通知を行うものとします。

第21条 (期限の利益の喪失)

お客様について次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、弊社から通知、催告等がなくとも、お客様は弊社に対するすべての本取引に係る債務について期限の利益を失い、お客様は、直ちに当該債務を弁済するものとします。

- (1) 支払の停止、破産又は会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始の申立があったとき。
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (3) お客様の弊社に対する本取引に係る債権又はその他一切の債権のいずれかについて、仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が発送されたとき。
- (4) お客様の弊社に対する本取引に係る債務について差入れられている担保の目的物について、差押又は競売手続の開始があったとき。
- (5) 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当又は類する事由が発生したとき。
- (6) 名称・住所変更の届出を怠るなどお客様の責に帰すべき事由によって、弊社にお客様の所在が不明となったとき、あるいは弊社より電話による連絡が不可能であると弊社が判断したとき。
- (7) 死亡したとき。
- (8) 前各号のほか本取引の継続が著しく困難又は不可能であると弊社が判断したとき。

2 次に掲げる各号の事由のいずれかが生じた場合には、弊社の請求によってお客様は、弊社の本取引に係る債務の期限の利益を失い、お客様は、直ちに債務を弁済するものとします。

- (1) お客様の弊社に対する本取引に係る債務又はその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき。
- (2) お客様の弊社に対する債務(但し、本取引に係る債務を除く。)について差し入れられている担保の目的物について差押又は競売手続の開始(外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当又は類する事由に該当した場合を含む。)があったとき。
- (3) お客様が本約款又はその他弊社の定める約款・規定等に違反したとき。
- (4) 前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第22条 (相殺)

弊社との一切の取引において、期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、お客

様が弊社に対する債務を履行しなければならない場合、その債務と本取引及び建玉に係わるお客様の弊社に対する債権その他一切の債権を、弊社はお客様に事前に通知することなく、いつでも相殺できるものとします。

2 前項の相殺を行う場合、債権及び債務の支払通貨が異なるときに適用する外国為替レートについて、弊社の定める外国為替レートを適用するものとする。

3 前各項相殺を行う場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間の計算実行の日までとし、債権債務の利率については、弊社の定める利率によるものとします。

第23条 (充当の指定)

債務の弁済又は第22条所定の相殺を行う場合、お客様の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、弊社が適当と認める順序方法によって弁済充当することができるものとします。

第24条 (決済条件の変更)

お客様は、天災地変、経済事情の激変等その他やむを得ない事由に基づいて、弊社が決済条件等の変更を行った場合には、その措置にしたがうものとします。

第25条 (預託金銭の利息)

お客様の本取引に係る預託証拠金、売買差益金その他の本取引に関する金銭等に対しては、利息が発生しないものとします。

第26条 (取引手数料)

お客様は、弊社が別途定める取引手数料及びその他の諸経費を弊社に支払うものとします。取引手数料等は弊社の判断によって変更することができるものとします。

第27条 (公租公課)

お客様は、本取引にかかる公租公課を、お客様自身の負担によって支うものとします。

第28条 (取引報告書兼取引残高報告書)

弊社は、金融商品取引法(以下、「法」といいます。)第37条の4及び第37条の5に規定する交付書面について、次の各号の事由が生じた場合、お客様に対し交付するものとします。

- (1) お客様の注文が約定又は受渡しが行われたとき。
- (2) 弊社がお客様から証拠金を受領又は弊社からお客様に返還したとき。
- (3) お客様が預託の外貨を、弊社が評価替えしたとき。
- (4) お客様から請求があったとき。

2 前項に定める取引報告書兼残高報告書を書面交付に代えて、法に基づき電子情報処理組織を使用する方法等によって、提供することができるものとします。

第29条 (通知の効力)

お客様の届け出た住所、所在地又は電子メールアドレス宛てに弊社によりなされた本取引に関する諸通知が、お客様の転居、不在その他弊社の責に帰さない事由により延着し、又は到達しなかった場合、弊社は到達すべき時に到達したものとみなして取扱うものとします。

第30条 (免責事項)

次に掲げる損害及び損失については、弊社及び弊社ウェブサイトへの情報提供元は免責されることに異議がないことを了解するものとします。

- (1) 天災地変、戦争、政変、同盟罷業、外貨情勢の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、本取引に係る取引の執行、金銭の授受等が遅延し、または不能となったことにより生じた損害、損失。
- (2) 外国為替市場の閉鎖又は規則の変更等の理由に基づき、お客様の本取引に係る注文に弊社が応じ得ないことにより生じた損害、損失。
- (3) パスワードの誤入力、忘却等、お客様自身の責任により、お客様が本取引に係る注文を弊社に出せなかったことにより生じた損害及び損失。
- (4) 電信、インターネット、携帯電話設備または郵便等の通信手段における誤謬、遅滞等弊社の責に帰さない事由により生じた損害、損失。
- (5) お客様が入力したパスワードと弊社に登録されているパスワードの一致を確認して行った取引により生じる損害、損失。ただし、弊社に故意または重大な過失があった場合を除くこと。
- (6) 弊社所定の書類に押印した印影と届出の印鑑とが相違ないものと弊社が認めて、金銭の授受その他の処理が行われたことにより生じた損害、損失。
- (7) お客様のコンピュータのハードウェア、ソフトウェア、携帯端末等の故障・誤作動、弊社の故意または重大な過失によらない弊社のコンピュータシステム、ソフトウェア等の故障・誤作動、市場関係者もしくは第三者が提供するシステム、ソフトウェア等の故障・誤作動、通信回線のトラブル等、本取引に関係する一切のシステムに係る障害により生じた損害、損失。
- (8) ストップロスによる建玉の処分により生じた損害、損失。
- (9) 本サービスで受ける情報の誤謬、停滞、省略及び中断ならびにシステム障害等により生じる損害、損失。ただし、弊社に故意または重大な過失があった場合を除くこと。
- (10) その他、弊社の責めに帰さない事由の発生により、お客様が被った損害、損失。

2 前項第各号の事由により、本取引に係る取引がお客様の意図する内容で行われなかった場合も、お客様はその責を負うこととし、お客様はこのことを了解するものとします。

第31条 (損害賠償についての制限)

弊社の責に帰すべき障害であっても、その事由の如何にかかわらず、お客様の得べかりし利

益については、弊社は一切その責を負わないものとします。

第32条 (債権譲渡等の禁止)

お客様が、当社に対して有する債権は、これを他に譲渡又は質入れ、その他処分をすることができないものとします。

第33条 (解約)

お客様が本約款に基づく契約を解約する場合は、お客様は弊社の指定する方法により弊社に解約の申し入れを行うものとします。ただし、お客様に建玉がある場合は解約の申し入れを行うことができないものとします。

2 次の各号のいずれかに該当する場合、弊社は何らの通知、催告をすることなく、直ちに本約款に基づく契約を解約することができるものとします。またお客様に建玉がある場合は、お客様の計算において差金決済することができることとし、お客様はこのことを了解するものとします。

- (1) お客様が証券口座開設に必要な約款・規定集または本約款またはその他の本取引に係る約款及びその他の関連規定等(「ユナイテッド FX(店頭外国為替証拠金取引)取引ガイド」、「ユナイテッド FX(店頭外国為替証拠金取引)に関する利用及び取扱規定」等)の条項または記載内容のいずれかに違反し、弊社が本約款の解約の通知を行ったとき。
- (2) お客様が法令等に違反したとき。
- (3) お客様の建玉がない状態が1年を超えたとき。
- (4) お客様が本取引を行うことについて不適格であると弊社が判断したとき。

3 前項の定めによりお客様の弊社に対する債務が生じた場合は、直ちにその債務の弁済を行わなければならないものとします。

4 本約款に基づく契約が終了した場合、その他の本取引に係る約款及びその他の関連規定等に基づく契約も同時に終了するものとします。

第34条 (取引サービスの中止及び廃止)

やむを得ない事情がある場合、お客様に事前に通知することにより、弊社は本取引サービスの提供を中止または廃止することができることとし、お客様はこのことを了解するものとします。

2 お客様は、前項により通知された取引サービスの中止・廃止日までに、すべての建玉を反対売買し本取引を終了することを了解するものとします。

3 お客様は、当該中止・廃止日にお客様の建玉が残存する場合には、第18条に準じて、弊社が反対売買を行うことを了解するものとします。

第35条 (適用法)

本約款は、日本国の法律に準拠し、日本国の法律に従い解釈されるものとします。

第36条 (合意管轄)

お客様と弊社との間の本取引に関する訴訟については、弊社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから弊社が管轄裁判所を指定することができるものとします。

第37条 (約款の変更)

本約款は、法、その他法令諸規則等の変更及び監督官庁の指示並びにその他の理由により本規定が変更された場合は、改定されることがあります。なお、改定の内容がお客様の権利を制限し、又は新たに義務を課すこととなる場合は、その改定事項を弊社のホームページに掲示する方法によって、お客様に通知いたします。この場合、所定の期日までにお客様からの異議の申出がないときは、その変更に同意いただいたものとして取り扱います。

平成 19 年 12 月 1 日改定

平成 20 年 11 月 7 日改定

平成 21 年 6 月 26 日改定

平成 21 年 8 月 31 日改定

平成 22 年 1 月 30 日改定

平成 22 年 7 月 3 日改定

平成 23 年 11 月 18 日改定

以 上

ユナイテッドFX(店頭外国為替証拠金取引)に関する利用及び取扱規定

第1条 (規定の趣旨)

この規定は、お客様とユナイテッドワールド証券株式会社(以下「弊社」という。)におけるユナイテッドFX(以下「本取引」という。)及び本取引に係るインターネット取引システム(以下「本システム」という。)の利用に関する取決め(以下「本規定」という。)です。お客様は、本システムを利用するにあたり、本規定に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任において本取引を行うものとします。

第2条 (約款・規定の遵守)

お客様は、本システムを利用して通貨の売買を開始するにあたり、「約款」及び「本規定」に定める各条項を遵守するものとします。

第3条 (取引の契約及び承認)

本システムは、お客様が「約款」及び「本規定」を熟読了知のうえ、弊社と相対取引契約を締結し、且つ、弊社が定める規定に従って取引を申し込んだものを弊社が審査し、承諾した場合に限り利用できるものとします。

第4条 (通貨ペア)

お客様が弊社にて取引できる通貨ペアは、弊社が取扱っている通貨ペアに限り、弊社が自主的に売買を規制している通貨ペアについては取扱わないものとします。

第5条 (取引単位)

お客様が弊社に発注できる売買注文の取引単位は、弊社がお客様より預託を受けている取引証拠金の取引可能額及び弊社の定める注文数量の範囲内とします。

第6条 (注文の受付)

お客様が本システムを利用して弊社へ発注する売買注文は、お客様が注文内容を入力して確定した後、弊社がその入力内容を受信した時点で注文を受付けるものとします。

第7条 (注文の取消し及び変更)

お客様が本システムを利用して弊社に指示した売買注文は、未約定の場合、弊社が定める時間内に限り、取消し又は変更等を行うことができます。売買注文を変更される場合、お客様は、指値価格及び逆指値価格に限り変更できるものとします。

第8条 (注文執行)

お客様が本システムを利用して弊社に指示した売買注文は、次に掲げる事項のいずれかが生じた場合、弊社は、弊社が必要と認める場合を除き、注文(決済注文は除く)の執行を行わないものとします。

- (1) お客様の本取引口座に取引証拠金が不足するとき。
- (2) お客様の売買注文の内容が契約・規定等に反した場合又は弊社が不適當であると判断

したとき。

2.お客様の錯誤、誤操作等、お客様の責に帰すべき事由により約定した売買注文については、弊社は一切責任を負わないものとします。

第9条（照会）

お客様が本システムを利用して取引された内容について、本システムの照会画面にて弊社が照会するものとします。

第10条（取引手数料等）

本取引に係る取引手数料は弊社が定めるものとし、弊社はお客様宛てに別途通知するものとします。

2. 弊社は通信機器、通信回線及び端末の障害、その他の理由で本システムを利用しない取引手数料等を別途定めることができるものとします。

3.本取引を利用する際の本システムの使用料及び口座管理料は、原則として徴収しないものとします。ただし、弊社の判断により徴収する場合があります。

4.弊社は、前各号の取引手数料等の徴収について、お客様の預託証拠金から差し引くことができるものとします。

第11条（サービスの提供）

弊社は、お客様に対し各通貨の売買注文等の情報を弊社が定める範囲内においてサービスとして提供するものとします。

2.弊社は、主要外為市場の取引時間帯に則してサービスを提供するものとします。尚、本サービスの内容及び時間帯は、事前にお客様に通知することなく変更する場合があります。

第12条（電子交付）

弊社は、お客様に対し提供する金融商品取引法（以下、「法」という。）に規定する各種交付書面について、書面交付に代えて電子情報処理組織を使用する方法等によって交付（以下、「電子交付」といいます。）することができるものとします。弊社は、電子交付を行う場合、次の各号の定めるところによって行うものとします。

(1) 弊社は、各種交付書面を電子交付により提供しようとする場合、あらかじめお客様から書面又は電磁的方法により承諾を得るものとします。

(2) 弊社は、次に掲げる方法によって電子交付を行うものとします。

弊社ホームページにおいて書面の記載事項を顧客の閲覧に供し、当該顧客の使用するパソコン又は当該顧客が契約しているデータセンター等に備えられた顧客ファイルに当該記載事項を記録する方法

弊社又は弊社が契約するデータセンターで運営されるホームページ（パスワード・口座番号等による認証が必要とされる特定のページ）に顧客ファイルを設け、当該顧客ファイルに書面の記載事項を記録し、顧客の閲覧に供する方法

(3) 弊社は、次に掲げる交付書面を電子交付によって提供するものとします。

取引ガイド（契約締結前交付書面）

取引報告書兼取引残高報告書（契約締結時交付書面・証拠金の受領書）

前各号のほか、法により書面交付に代えて電子交付を行うことができるもの

- (4) お客様が、弊社から交付書面を電子交付によって提供を受けるためには、弊社が推奨するバージョン以上の Adobe Reader 等の PDF ファイル閲覧用ソフト及び弊社が推奨するバージョン以上のブラウザソフトを必要とします。
- (5) お客様は、書面交付に代えて電子交付に変更する場合、又は電子交付に代えて書面交付へ変更する場合、弊社が定める方法によって申し出るものとします。
- (6) 法、その他法令諸規則の変更及び監督官庁の指示並びにその他弊社が必要と判断した場合、電子交付に代えて、既に電子交付された書面も含めて、紙媒体により交付等を行う場合があります。

第13条（緊急時の連絡）

緊急の事態が発生した場合、弊社は本システム画面のメッセージ、文書、電子メール、電話等にてお客様に連絡するものとします。

2. 緊急時のお客様から弊社への連絡先は、次の通りとします。

コールセンター フリーダイヤル: 0120-355-939

3. 弊社は、第2項に掲げる連絡先に変更があった場合は、直ちにお客様へ連絡するものとします。

第14条（建玉の処分）

弊社よりお客様へ不足証拠金請求の通知を行った場合、弊社の定める期限までにお客様が請求金額を預託しないとき、弊社はおお客様の建玉を処分できるものとします。

2. 弊社は、お客様より受注した建玉が約款第18条の規定に該当する場合、その建玉を強制的に決済することができるものとします。

第15条（金銭等の受渡し）

お客様が売買注文を指示する場合、あらかじめ取引証拠金を弊社指定の銀行口座等に振り込むものとします。

2. お客様が弊社に預け入れた金銭の返還を請求する場合、お客様は本システムの「出金依頼」にて弊社宛てに指示するものとします。
3. 弊社は約款第14条の規定に従って、お客様が指定された銀行口座等へ振込むものとします。なお、振込手数料等はおお客様の負担とします。

第16条（端末の障害）

端末に障害が生じた場合、お客様は、お客様の責任において障害を取り除くものとします。

2. 端末の障害によってお客様が被った損害については、弊社は一切その責任を負わないものとします。

第17条（本システムの利用契約の終了）

次に掲げるいずれかが生じた場合、本システムの利用契約は終了されるものとします。

- (1) お客様が、弊社に本システムの利用中止を申し出た場合。
- (2) お客様が、本取引を清算したとき。

- (3) お客様が、証券口座開設に必要な約款・規定集または本規定に反し、且つ、弊社が取引不適格者であると判断したとき。
 - (4) 弊社が、本サービスを廃止したとき。
 - (5) 前各号のほか、やむを得ない事由により、弊社が取引を継続することが不適切であると判断したとき。
2. 弊社は、本システムを終了する場合において、お客様の建玉が残存するとき、残存する建玉を反対売買により決済したうえでお客様と弊社との間の債権債務を清算することができるものとします。

第 18 条 (本サービスの利用禁止)

弊社は、お客様が本サービスを利用することが不適当であると判断した場合、本サービスの利用を断ることができるものとします。

第 19 条 (免責事項)

次に掲げる損害については、弊社は免責されるものとします。

- (1) 通信機器、通信回線、コンピュータ等の障害により注文等の受付が不能となったことにより生じた損害。
- (2) お客様の ID、パスワード等をお客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、あらかじめ弊社に登録されているものとの一致を弊社が確認して行った取引により生じた損害。
- (3) お客様のコンピュータのハードウェアやソフトウェアの故障、誤操作、弊社のコンピュータシステム、ソフトウェアの故障、誤作動、市場関係者や第三者が提供するシステム、オンライン、ソフトウェアの故障、誤動作等と取引に関係する一切のコンピュータのハードウェア、ソフトウェア、システム及びオンラインの故障や誤作動により生じた損害。

第 20 条 (権利義務の譲渡)

お客様は、本契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡することはできないものとします。

第 21 条 (契約内容の変更)

本取引は、法、その他法令諸規則の変更、監督官庁の指示及びその他の理由により本規定変更の必要を生じた場合は、改定されることがあります。なお、改定の内容がお客様の権利を制限し、又は新たな義務を課すこととなる場合は、その改定事項を弊社のホームページに掲示するなどの方法によって、お客様に通知いたします。この場合、所定の期日までにお客様から異議の申出がないときは、その変更に同意いただいたものとして取り扱います。

以 上

お客様の個人情報の利用目的

(1) 事業内容

1. 金融商品取引業務(有価証券の売買業務、有価証券の売買の取次ぎ業務、外国証拠金取引に係る業務等)および金融商品取引業務に付随する業務
2. その他金融商品取引業者が営むことができる業務およびこれらに付随する業務(今後取り扱いが認められる業務を含む。)

(2) 利用目的

1. 金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため
2. 当社又は関連会社、提携会社の金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため
3. 適合性の原則等に照らした商品・サービスの提供の妥当性を判断するため
4. お客様ご本人であること又はご本人の代理人であることを確認するため
5. お客様に対し、取引結果、預り残高などの報告を行うため
6. お客様との取引に関する事務を行うため
7. 外国の法令に基づき、外国の証券市場当局等政府機関またはその要請を受けた外国の企業等からお客様が行った取引等に関する照会があった場合、それに対して回答するため
8. 市場調査、データ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
9. 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
10. その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑にするため

金融商品取引業等に関する内閣府令により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報その他の特別な非公開情報は、適切な業務の運営その他必要と認められる目的以外の目的に取得・利用・第三者提供いたしません。

以上

2007年9月

2008年12月改定

店頭外国為替証拠金取引行為に関する禁止行為

金融商品取引業者は、金融商品取引法により、顧客を相手方とした店頭外国為替証拠金取引、又は顧客のために店頭外国為替証拠金取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為(以下、「店頭外国為替証拠金取引行為」といいます。)に関して、次のような行為が禁止されています。

a、店頭外国為替証拠金取引契約(顧客を相手方とし、又は顧客のために店頭外国為替証拠金取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じです。)の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げる行為。

b、顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれがあることを告げて店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為。

c、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問又は電話をかけて、店頭外国為替証拠金取引契約の締結の勧誘をする行為。(ただし、金融商品取引業者が継続的取引関係にあたる顧客(勧誘の日前1年間に、2以上の店頭金融先物取引のあった者及び勧誘の日に未決済の店頭金融先物取引の残高を有する者に限ります。)に対する勧誘及び外国貿易その他の外国為替取引に関する業務を行う法人に対するリスクヘッジのための勧誘は禁止行為から除外されます。)

d、店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘する行為。

e、店頭外国為替証拠金取引契約の締結につき、顧客があらかじめ当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は、勧誘を受けた顧客が当該店頭外国為替証拠金取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘を継続する行為。

f、店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、顧客に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為。

g、店頭外国為替証拠金取引について、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為。

- h、店頭外国為替証拠金取引について、自己又は第三者が顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、もしくは第三者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為。
- i、店頭外国為替証拠金取引について、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為。
- j、取引ガイドの交付に際し、取引ガイドの内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び店頭外国為替証拠金取引契約を締結する目的に照らして当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと。
- k、店頭外国為替証拠金取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生ぜしめるべき表示をする行為。
- l、店頭外国為替証拠金取引契約につき、顧客若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又は、顧客若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為。(第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含みます。)
- m、店頭外国為替証拠金取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為。
- n、店頭外国為替証拠金取引契約に基づく店頭外国為替証拠金取引行為をすることとその他の当該店頭外国為替証拠金取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為。
- o、店頭外国為替証拠金取引契約に基づく顧客の計算に属する金銭、有価証券その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することとその他不正の手段により取得する行為。
- p、店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該店頭外国為替証拠金取引契約の締結を勧誘する行為。
- q、あらかじめ顧客の同意を得ずに、当該顧客の計算により店頭外国為替証拠金取引をする行為。

r、個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員(役員が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。)若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、顧客の店頭外国為替証拠金取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、または専ら投機的利益の追求を目的として店頭外国為替証拠金取引をする行為。

s、店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客から資金総額について同意を得た上で、売買の別、通貨の組み合わせ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他のあらかじめ定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って、取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しないこと。(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除きます。)

t、店頭外国為替証拠金取引行為につき、顧客に対し、当該顧客が行う店頭外国為替証拠金取引の売付又は買付けと対する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいいます。)の勧誘その他これに類似する行為をすること。

u、通貨関連デリバティブ取引(店頭外国為替証拠金取引を含みます。v、において同じ)につき、顧客が預託する証拠金額(計算上の損益を含みます。)が金融庁長官が定める額(平成22年8月1日以降は想定元本の2%、平成23年8月1日以降は同じく4%。以下同じ。)に不足する場合に、取引成立後直ちに当該顧客にその不足金を預託させることなく当該取引を継続すること。

v、通貨関連デリバティブ取引につき、営業日ごとの一定の時刻における顧客が預託した証拠金額(計算上の損益を含みます。)が金融庁長官が定める額に不足する場合に、当該顧客にその不足金を預託させることなく取引を継続すること。